

○香川大学大学づくり委員会規則

平成18年2月23日

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人香川大学組織規則第11条に基づき、香川大学大学づくり委員会(以下「委員会」という。)に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 委員会は、大学における学生を含む構成員が教育研究の一層の充実を図るため協議することを目的とする。

(協議事項)

第3条 協議事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 大学の教育研究環境のうち、学生に関する環境の改善・向上等に関すること。
- (2) 教育の改善に関すること。
- (3) その他学生中心の大学づくりに関する諸施策に関すること。

(組織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長が指名する理事 1名
 - (2) 教育・学生支援部長及び環境部長
 - (3) 学長が指名する教員 2名
 - (4) 学内公募により選考した学生(大学院生を含む。) 若干名
 - (5) その他学長が必要と認めた者
- 2 前項第1号、第3号及び第4号並びに第5号の委員は、学長が任命する。
- 3 第1項第3号及び第5号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4 第1項第4号の委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(委員長)

第5条 委員会に委員長をおき、前条第1項第1号の委員をもって充てる。

- 2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故ある時は、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(議事)

第6条 委員会は、原則として年度に2回以上開催するものとする。

- 2 委員会は、第4条第1項第3号及び第4号の委員の出席がなければ、議事を開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、教育・学生支援室学生生活支援グループにおいて処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年2月23日から施行する。

附 則(平成20年4月1日)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。